

随意契約理由書

1. 案件名称

行旅死亡人葬祭委託

2. 契約の相手方

株式会社公益社

3. 随意契約理由

行旅死亡人については、その所在地を所管する警察署が取扱い、検視が行われ、実務上警察署が、緊急性、利便性を考慮し、直接葬儀取扱業者へ葬儀実行まで死体保管を依頼している。その後、当該区役所へ死体、遺留金品等の引渡し（実際には区役所での死体の引き取りはしない）がある。そのため、業者選択は警察署によりすでに行われている。また、料金については毎年大阪市と業者組合との「行旅死亡人の葬儀に関する協定書」により一切の取扱の協定を締結しており、それに基づき請求されるため、葬儀委託料は取扱業者が異なっても同一となる。

上記の理由により、警察署により選定された葬儀取扱業者と特名随意契約を締結する。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5. 担当部署

中央区役所保健福祉課生活支援グループ（電話番号：06-6267-9872）

随意契約理由書

1. 案件名称

保健福祉センター 1 階男子便所洋式便器詰まり修繕

2. 契約の相手方

日本カルミック株式会社

3. 随意契約理由

保健福祉センター 1 階男子便所の洋式便器において詰まりが発生し、汚物が流れず汚水の漏水が発生したため職員により処置を行ったが、詰まりを解消することはできなかった。

当該便所は、施設内でも市民の利用率が高いことから、長期間使用禁止にすることは利用者の利便性を損なわれる。また、調査により原因が特定されるまでの間に漏水が拡大し二次被害が発生する可能性もあるため、緊急で修繕する必要がある。

そこで、平成 26 年度以降に同様の修繕工事の実績があり、かつ、今回の作業に対して即日対応が可能である上記業者を契約相手方として特名随意契約を締結する。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号

5. 担当部署

中央区役所総務課総務グループ（電話番号：06-6267-9989）

随意契約理由書

1. 案件名称

行旅死亡人葬祭委託

2. 契約の相手方

株式会社公益社

3. 随意契約理由

行旅死亡人については、その所在地を所管する警察署が取扱い、検視が行われ、実務上警察署が、緊急性、利便性を考慮し、直接葬儀取扱業者へ葬儀実行まで死体保管を依頼している。その後、当該区役所へ死体、遺留金品等の引渡し（実際には区役所での死体の引き取りはしない）がある。そのため、業者選択は警察署によりすでに行われている。また、料金については毎年大阪市と業者組合との「行旅死亡人の葬儀に関する協定書」により一切の取扱の協定を締結しており、それに基づき請求されるため、葬儀委託料は取扱業者が異なっても同一となる。

上記の理由により、警察署により選定された葬儀取扱業者と特名随意契約を締結する。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5. 担当部署

中央区役所保健福祉課生活支援グループ（電話番号：06-6267-9872）